

平成24年第1回那珂川町議会臨時会

議事日程(第1号)

平成24年1月20日(金曜日)午後1時30分開会

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 議案第1号 平成23年災農地・農業用施設災害復旧工事請負契約の変更契約の
締結について (町長提出)

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(15名)

1番	佐藤信親君	2番	益子輝夫君
3番	塚田秀知君	4番	鈴木雅仁君
5番	益子明美君	6番	大金市美君
7番	岩村文郎君	8番	小林盛君
9番	福島泰夫君	10番	阿久津武之君
11番	橋本操君	12番	鈴木和江君
13番	石田彬良君	14番	小川洋一君
15番	川上要一君		

欠席議員(なし)

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	大金伊一君	副町長	佐藤良美君
教育長	小川成一君	会計管理者兼 会計課長	鈴木吉美君
総務課長	益子実君	企画財政課長	藤田悦男君
ケーブル テレビ放送 センター室長	増子定徳君	税務課長	川俣勇也君

住民生活課長	手塚孝則君	健康福祉課長	郡司正幸君
建設課長	秋元彦丈君	農林振興課長	山本勇君
商工観光課長	高野麻男君	総合窓口課長	薄井績君
上下水道課長	塚原富太君	環境総合推進室 長	星康美君
学校教育課長	川和なみ子君	生涯学習課長	小川一好君
農業委員会 事務局長	秋元誠一君		

職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局長	田村正水	書記	板橋了寿
書記	岩村照恵	書記	北條清

開会 午後 1時30分

開会の宣告

議長（川上要一君） ただいまの出席議員は15名であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから平成24年第1回那珂川町議会臨時会を開会します。

開議の宣告

議長（川上要一君） 直ちに本日の会議を開きます。

議事日程の報告

議長（川上要一君） 本日の議事日程につきましては、お手元に配付したとおりでありますので、ごらんいただきたいと存じます。

会議録署名議員の指名

議長（川上要一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、13番、石田彬良君及び14番、小川洋一君を指名いたします。

会期の決定

議長（川上要一君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日としたいと思いますが、これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（川上要一君） 異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は、本日1日と決定いたしました。

議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（川上要一君） 日程第3、議案第1号 平成23年災農地・農業用施設災害復旧工事請負契約の変更契約の締結についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 大金伊一君登壇〕

町長（大金伊一君） 皆さん、こんにちは。

本日はお忙しい中、平成24年第1回議会臨時会にご出席いただき、まことにありがとうございます。

ただいま上程されました議案第1号 平成23年災農地・農業用施設災害復旧工事請負契約の変更契約の締結について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の変更契約は、平成23年7月27日に議会の議決を得ております平成23年災農地・農業用施設災害復旧工事について、60万5,850円を増額し、請負金額を5,573万850円とするものです。

変更の主な内容は、土砂排土及び農道の側溝、舗装等の工事の増額であります。

なお、工期につきましても、1月26日を3月19日までに変更するものです。

地方自治法第96条第1項第5号の規定に基づき、議会の議決をお願いするものであります。

よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

議長（川上要一君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はございませんか。

2番、益子輝夫君。

2番（益子輝夫君） 2つほど質問したいんですが、もう少し具体的に、どこがどうなってどうなったかということを知りたいのと、当初のあれでは、契約時の金額にさらに、今度、補正組むことによって60万がプラスされるということになると思うんですが、そうすると、契約時の金額に加算した場合は、契約できなかった会社との差の額がどのくらいあるのか。

また、当初予定になかった土砂が別なところへ運ばれているというんですが、その土砂がどこにどのくらいの量、どういう理由で運ばれているかを明らかにしていただきたいというふうに思います。

議長（川上要一君） 農林振興課長。

農林振興課長（山本 勇君） まず、変更の内容の詳細ということでございますけれども、まず、査定を受けまして、実施設計を受けた時点では、山の崩落した土が農地にかぶってしまっていて、その土量を出すのに現況の高さを出さなくちゃならないということなんですけれども、土砂がかぶってしまっていて、現況の高さを写真測量によりまして設計する時点で組んだものですから、その結果、誤差が生じまして、入る量がふえたということです。それと、道路にやはり崩落した土を工事が進むにつれて排土した結果、査定を受けた延長よりも余計に壊れていたと。側溝につきましては、当初、8メートル部分を査定受けたんですけれども、土砂を排土した結果、16メートル側溝が壊れたということで増額になっております。

また、舗装につきましても、土砂を排土した結果、延長が8メートルほど増になったということで変更になりました。

それと、土砂の運搬につきましては、査定等を受けたときと実施設計の中では、2キロ内で処分するというので設計をしております。そういうことで現在、前山のところに、土砂については残土処分箇所として設定をしまして、そのところに処分しているというような状況です。

それと、ちょっとわからなかったんですけれども、請け負わなかった業者と比較してどうなのかという質問については、ちょっと内容が、どういう内容で言われたんだかちょっとわからないので、その点をもう一度言っていただければお答えしたいと思いますけれども。よろしくお願いします。

以上です。

議長（川上要一君） 2番、益子輝夫君。

2番（益子輝夫君） 請負業者との問題では、結局、100万ぐらいの違いで今の佐藤建設にいらっていると思うんですね、契約のときに。これで60万つくと、三十数万の差額ぐらいしか

ないということになりますよね。

それと、課長が説明した、土砂をどこへ持って行って捨てるかという場所はあれなんです、どのくらいの量を、何でそういうことになったかを教えていただきたいということなんです。

議長（川上要一君） 農林振興課長。

農林振興課長（山本 勇君） 変更にかかわる土量につきましては約1,000立米程度でございます。全体の土量としては、ちょっと詳しい数字まで覚えてないんですけども、約3万立米ぐらいの土量ということです。

あと、その業者につきましては、契約の議決をいただいた中で工事の変更ということなので、どこの業者がとつても、変更があった場合については変更設計を組みまして、金額を出して変更契約をするというようなことになっていきますので、ほかの業者との比較ということに関しては、特にそういうことはしておりませんので、わかりません。申しわけありません。

議長（川上要一君） 2番、益子輝夫君。

2番（益子輝夫君） 今の契約の段階のあれは了解したんですが、土砂をどういう理由でそこへ。当初捨てる予定だったところが、どういう理由で捨てられなくなったのか、それを聞きたいんですよ。今まで捨てる予定だったところが捨てられなくなって、別なところへ持っていつているわけでしょう。そこは違うんですか。もしそうだとすると、査定が甘いんじゃないかなと私は思うので、それを質問しているんですが、その辺を答えていただきたいというふうに思います。

議長（川上要一君） 農林振興課長。

農林振興課長（山本 勇君） 残土処分につきましては、国の査定を受けたときに、2キロ以内という金額は査定を受けていますので、2キロ以内であればどこでもというか、設計内容どおりなので、最初に査定を受けたときに、捨て場所をどこというふうに決めて査定を受けたわけじゃないし、実施設計組んだときにも、残土処分箇所の場所を指定して設計したわけじゃないので、設計どおり、2キロ以内のところに残土処分箇所を見つけまして、現在捨てている前山のところが崩落した土を処分するところに最適だということでそこを設定しまして、現在、そこに処分をしているところでございます。

議長（川上要一君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（川上要一君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「はい、議長」と言う人あり〕

議長（川上要一君） 反対討論から許しますが。

〔「はい、そうです」と言う人あり〕

議長（川上要一君） 2番、益子輝夫君。

2番（益子輝夫君） 先ほどの質問でもあるように、当初から残土を捨てる場所が全然違うところへ捨てていると。まあ距離的には変わらないということなんですが、やっぱり査定の甘さがあるんじゃないかなという気が私はするんです。その辺でもっと詳しく、まあ現場行って見てないので、あれが出てから行ってないので詳しいことはわからないんですが、その辺でどうなのかなという感じがするので。やっぱりもう少し、土砂が出るのはわかっているんですから、捨てる場所とか、そういうことは関係ないと課長から言われましたけれども、そういう査定もきちんとやった上で契約すべきだというふうに思うので、土砂をどこへ捨てるかというのは、地権者の了解はもちろんあってやっているんでしょうけれども、周りの町民にとっても心配なこともありますから、やっぱりそういう点を明らかにして取り組むべきだと思うので、そういう点ではこの補正には私は反対したいというふうに思います。

議長（川上要一君） 続いて、本案に対する賛成討論を許します。

9番、福島泰夫君。

9番（福島泰夫君） 9番、福島でございます。私は賛成の立場で討論させていただきます。

この災害復旧、早急にやらなければならない。それと、土砂排除あるいは地下、土に埋もれた場所の構造物等の損壊ぐあい、これは新規な建物を建てるのとは違って、実際に掘り起こしてみないとわからない、こういう部分もあるうかと思えます。そういうことで今回の変更は、実際に掘り起こしてみたら、埋もれていた部分が当初の見込みより土量が多かった、あるいは破損箇所が大きかった。こういう理由なので、今回の請負契約の変更は妥当だと思ひまして、賛成の討論といたします。

議長（川上要一君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（川上要一君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

異議がありますので、起立により採決します。

議案第1号 平成23年災農地・農業用施設災害復旧工事請負契約の変更契約の締結については、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

議長（川上要一君） 起立多数と認めます。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

閉会の宣告

議長（川上要一君） 以上で、今期臨時会の会議に付されました事件はすべて終了しました。

会議を閉じます。

これにて、平成24年第1回那珂川町議会臨時会を閉会します。

ご起立願います。

ご苦労さまでした。

閉会 午後 1時45分